

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和5年8月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	県内各市町村	特定疾患治療	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象病名の拡大)	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年4月診療分
	13市町※1	乳幼児	80	6歳に達した日の属する月の末日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成20年8月診療分
	高松市 普通寺市	乳幼児	80	小学校就学前までの者					
	三豊市	乳幼児	80	9歳に達した日の属する月の末日まで					
	多度津町	乳幼児	80	7歳に達した日の属する月の末日まで					
	綾川町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (6歳まで→7歳までに拡大) 満7歳に達する日の属する月の末日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年4月診療分
	丸亀市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (満6歳未満→満7歳未満までに拡大) 満7歳に達した日の属する月末までの者(1日生まれは誕生月の前月末日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年8月診療分
	坂出市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について対象者の拡大 年齢6歳に達した日の属する月の末日(誕生した日が月の初日であるときはその前日)までの者 →6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年4月診療分
	三豊市 (*)	子ども	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を変更し、対象者を拡大 (9歳誕生月末まで→15歳年度末までに拡大) ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年10月診療分
	土庄町 (*)	乳幼児	80	平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳に達した日の属する月の末日→6歳に達した日以後の最初の3月31日まで拡大) 6歳に達した日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年4月診療分
	直島町 小豆島町 (*)	乳幼児	80	平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳に達した日の属する月の末日→小学校就学前までの者に拡大) 小学校就学前までの者					
	観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三木町 宇多津町 琴平町 まんのう町 (*)	乳幼児	80	平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳に達した日の属する月の末日→小学校就学前までの者に拡大) 小学校就学前までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年8月診療分
	綾川町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象者の変更 (満7歳に達する日の属する月の末日までの者→満6歳に達した日以降の最初の3月31日までの者に変更) 満6歳に達した日以降の最初の3月31日までの者 ※小学校就学から中学校卒業までの者は償還払いで助成					

※1 香川県内17市町中、高松市・普通寺市・三豊市・多度津町を除く

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	坂出市（＊）	子ども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 （満6歳到達後の最初の3月31日まで→満15歳到達後の最初の3月31日までに拡大） 入 院：満15歳到達後の最初の3月31日（中学校3年生修了）までにある者（所得制限なし） 入院外：満6歳到達後の最初の3月31日（小学校就学前）までにある者（所得制限なし）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 8月診療分
	三木町（＊）	子育て支援	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （満6歳に達した以後の最初の3月31日まで→満15歳に達した以後の最初の3月31日までに拡大） 満15歳に達した以後の最初の3月31日（中学校卒業）までの間にある者（所得制限なし）	なし		対象外	県内の医療機関等	
	丸亀市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	*平成21年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （満7歳未満まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以降の最初の3月31日（中学校卒業）までの間にある者（所得制限なし）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年 4月診療分
	高松市	小児	81	入院：小学1年生（6歳就学後）から中学3年生（15歳誕生日後最初の3月31日まで4月1日生まれは誕生日の前日）まで *生活保護受給者を除く	なし		対象外	県内の医療機関	平成26年 8月診療分
		ひとり親家庭等	83	1.18歳の年度末に達していない児童を扶養するひとり親家庭の父母及びその児童 2.両親のいない18歳の年度末に達していない児童 3.両親のいない18歳の年度末に達していない児童を扶養する配偶者のいない扶養義務者（障害がある子どもを養育する父・母又は扶養義務者は子どもが20歳未満まで） *生活保護受給者を除く	なし		対象外	県内の医療機関等	
		障害者	86	1.身体障害者手帳1級から4級 2.療育手帳A、○A、B、○B 3.戦傷病者手帳全項症に該当するもの（平成20年8月1日以降、新たに上記の手帳を取得する者は、65歳未満の者に限る。） *生活保護受給者を除く	なし				
	丸亀市	ひとり親家庭等	83	原則18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（乳幼児を除く）及びその児童を扶養している母、父又は養育者	なし				
	善通寺市	ひとり親家庭等	83	1.18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童（障害がある方は20歳未満）とその児童を養育している者 *父か母が死亡するか離婚し、現在婚姻（内縁を含む）していない家庭の父または母と児童 *両親のいない児童と、その児童を扶養している配偶者のいない者 《適用除外者》 生活保護法による保護を受けている者、所得制限該当者、他の医療費支給制度の対象者（乳幼児医療、重度心身医療など）	なし				
	直島町	子ども	81	15歳に到達した年度の末日までの児童	なし				
		ひとり親家庭等	83	18歳に到達した年度の末日までの児童及び母又は父又は養育者	なし				
			84		医療機関毎に月1,000円限度	医療機関毎に月500円限度 *薬局での自己負担なし			
		重度心身障害者等	86	1.身体障害者手帳1・2・3・4級又は療育手帳 ○A・A・○B・B所持者 2.戦傷病者手帳第4項症以上及び身障者手帳4級所持者の方で、取得時の年齢が65歳未満の者 3.身障者手帳4級・療育手帳B所有者については75歳到達月末日まで	なし				
			87		医療機関毎に月1,000円限度	医療機関毎に月500円限度 *薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
香川県	宇多津町	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 4.父母のいない児童を扶養する20歳以上の婚姻していない者 *児童の対象年齢:満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年 8月診療分	
		重度心身障害者等	86	1.1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療養手帳(○A・A・○B)の交付を受けている者 3.戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表第1号表の2に掲げる項症及び別表第1号表の3第1款症から第4款症までの障害がある者 *手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること *所得制限あり						
		坂出市 (*)	子ども	80						*平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 満15歳到達後の最初の3月31日(中学校修了)までの者(所得制限なし)
		土庄町 (*)	子ども	80						*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日(中学校卒業)までの者
		小豆島町 (*)	子ども	80						*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業(満15歳に達した日以降の最初の3月31日)までの者
	香川県	特定疾患 (自己負担なし)	91	特定疾患医療受給者証(香川県)所持者 ※メニエール病の既認定受給者の一部 最長平成28年9月30日まで	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成27年 1月診療分	
		特定疾患 (自己負担あり)	91	特定疾患医療受給者証(香川県)所持者 ※メニエール病の既認定受給者の一部 最長平成28年9月30日まで	医療機関毎に、月額で負担限度額を設定 ※薬局、訪問看護は自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
		難病 (経過措置)	94	特定医療費(香川県指定難病)受給者証所持者 ※既認定者対象の経過措置は、平成29年12月31日まで	所得に応じて負担上限額を設定(0～20,000円) ※負担上限額までは2割		食事標準 負担額の 1/2を助成	県内の難病の 指定医療機関等		
		難病 (原則)	94	特定医療費(香川県指定難病)受給者証所持者	所得に応じて負担上限額を設定(0～30,000円) ※負担上限額までは2割		対象外	県内の難病の 指定医療機関等		
	県内 各市町村 (*)	特定疾患治療	51	*難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い、特定疾患(国が行う特定疾患治療研究事業の制度拡大分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。					平成26年12月診療分までの取扱い	
	高松市 (*)	子ども	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→12歳までに拡大) 満12歳到達後の最初の3月31日(小学校修了)までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分	
			81	*平成26年8月診療分から受託している小児医療について、制度名を変更し、対象年齢を変更 (小学校1年生から中学校3年生まで→中学生に変更) 入院:中学生 ※生活保護受給者を除く	なし					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	観音寺市（＊）	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（満6歳に達した日以降の最初の3月31日までの者→満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの者に拡大） 満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年 8月診療分
	観音寺市	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者で現に児童を扶養している者 2.配偶者のいない者が現に扶養している児童 3.父母のいない児童 4.婚姻をしていない者が現に児童を扶養している場合であって、配偶者のいない者で現に児童を扶養している者に準ずるものと市町が認める者	なし		対象外		
		重度心身障害者等	86	1.身体障害者手帳 1級～4級 2.療育手帳○A、A、○B、B 3.戦傷病者手帳 特別項症～第4項症かつ身体障害者手帳4級（平成20年8月1日以降、新たに上記の手帳を取得するものは、65歳未満の者に限る）	なし		対象外		
	土庄町	ひとり親家庭等	83	1.健康保険加入者 2.原則18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（乳幼児を除く）及びその児童を扶養している母、父又は養育者	なし		対象外		
	三木町	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの 2.配偶者のない者が現に扶養している児童 3.父母のいない児童 4.父母のいない児童を扶養する者で現に婚姻をしていないもの ※児童の対象年齢・・・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり	なし		対象外		
		重度心身障害者等	86	1.1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳（○A、A、○B、B）の交付を受けている者 3.戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表第1号表の2に該当する者として記載されているもの ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること ※所得制限あり	なし		対象外		
	小豆島町	ひとり親家庭等	83	1.18歳に到達した年度の末日までの児童を扶養するひとり親家庭の父母及び児童 2.両親のいない18歳に到達した年度の末日までの児童 3.両親のいない18歳に到達した年度の末日までの児童を扶養する配偶者のいない扶養義務者（障害がある子どもを養育する父・母又は扶養義務者は、子どもが20歳未満まで） ※適用除外者：生活保護受給者、所得制限該当者、他の医療費支給制度の対象者（子ども医療、重度心身障害者等医療など）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 4月診療分
	普通寺市（＊）	子育て支援	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校就学前まで→中学校卒業まで） 満15歳に達する日以降の最初の3月31日（中学校卒業）までの者	なし		対象外		
	宇多津町（＊）	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校就学前まで→中学校卒業まで） 満15歳に達する日以降の最初の3月31日（中学校卒業）までの者	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	三豊市	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 4.父母のいない児童を扶養する者で現に婚姻をしていない者 ※児童の対象年齢・・・満18歳に達する以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 8月診療分
		重度心身障害者等	86	1.1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳（○A・A・○B・B）の交付を受けている者 3.戦傷病手帳の障害の程度が恩給法別表第1号表の2に掲げる項症及び別表第1号表の3第1款症から第4款症までの障害がある者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること ※所得制限あり					
	琴平町	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 ※対象年齢・・・18歳（一定の障害者は20歳）に達する日以降の最初の3月31日までの児童及び母、父または保護者 ※適用除外者：生活保護受給者、所得制限該当者、他の医療費支給制度の対象者（子ども医療）					
		重度心身障害者等	86	1.1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳（○A、A、○B）の交付を受けている者 3.戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表第1号表の2に掲げる項症及び別表第1号表の3第1款症から第4款症までの障害がある者かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が4級として記載されている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること ※生活保護受給者を除く ※未就学児は乳幼児を優先 ※所得制限あり					
	多度津町	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 4.その他対象要件に準じると町長が認める者 ※児童の対象年齢・・・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり					
		重度心身障害者等	86	1.身体障害者手帳1～4級の交付を受けている者 2.療育手帳○A、Aまたは○Bと記載のある者 3.戦傷病者手帳に項症および款症と記載のある者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること（平成20年8月以降）					
	まんのう町	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 ※対象年齢・・・18歳（一定の障害者は20歳）に達する日以降の最初の3月31日までの児童及び母、父または保護者 ※適用除外者：生活保護受給者、所得制限該当者、他の医療費支給制度の対象者（子ども医療）					
		重度心身障害者等	86	1.1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳（○A、A、○B）の交付を受けている者 3.戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表第1号表の2に掲げる項症及び別表第1号表の3第1款症から第4款症までの障害がある者かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が4級として記載されている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること ※生活保護受給者を除く ※未就学児は乳幼児を優先 ※所得制限あり					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	綾川町	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のない児童 4.父母のない児童(弟、妹)を扶養する姉兄など ※児童の対象年齢・・・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者 ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年8月診療分
		重度心身障害者等	86	1.身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者 2.療育手帳(○A、A、○B)の交付を受けている者 3.戦傷病者手帳特別項症から第5款症の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること(平成20年8月以降) ※所得制限あり					
	直島町(＊)	子ども	81	*平成26年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 満18歳に達する日以降の最初の3月31日(高校卒業)までの者(所得制限なし)					
	琴平町(＊)	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 ・就学後は①重度心身障害者等医療、②ひとり親家庭等医療を優先(所得制限なし)					
	多度津町(＊)	乳幼児	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大(7歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者(所得制限なし)					
	まんのう町(＊)	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 ・就学後は①重度心身障害者等医療、②ひとり親家庭等医療を優先(所得制限なし)					
	綾川町(＊)	子育て支援	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者(所得制限なし)					
	香川県	特定疾患(自己負担なし)	91	*メニエール病の特定疾患医療受給者証(香川県)所持者の実施機関番号「94.37.***.＊」への移行完了に伴い実施番号「91.37.601.2」の取扱いを終了			平成28年9月診療分までの取扱い		
		特定疾患(自己負担あり)		*メニエール病の特定疾患医療受給者証(香川県)所持者の実施機関番号「94.37.***.＊」への移行完了に伴い実施番号「91.37.602.0」の取扱いを終了					
	直島町	ひとり親家庭等	84	平成26年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額の変更に伴い、実施機関番号「84.37.068.3」の取扱いを終了			平成29年7月診療分までの取扱い		
		重度心身障害者等	87	平成26年8月診療分から受託している重度心身障害者等医療について、自己負担額の変更に伴い、実施機関番号「87.37.068.0」の取扱いを終了					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	坂出市	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 4.父母のいない児童を扶養する20歳以上の婚姻をしていない者 ※児童の対象年齢:満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		重度心身障害者等	86	1.1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳(○A・A・○B)の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること(平成20年8月以降) ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	
	普通寺市	重度心身障害者等	86	1.1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳(○A・A・○B)の交付を受けている者 ※所得制限あり ※生活保護受給者を除く ※他の医療費支給制度(子育て医療等)の対象者を除く ※手帳の交付を受けた時の年齢による取得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年 8月診療分
	丸亀市	重度心身障害者等	86	1.1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳(○A・A・○B)の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること(平成20年8月以降) ※所得制限あり ※生活保護受給者を除く	なし		対象外	県内の医療機関等	
	小豆島町	重度心身障害者等	86	1.1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること ※所得制限あり ※生活保護受給者を除く	なし		対象外	県内の医療機関等	
	土庄町	重度心身障害者等	86	1.1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること(平成20年8月以降) ※身体障害者手帳4級または療育手帳Bの交付を受けている者は70歳の誕生日の属する月まで該当 ※所得制限あり ※生活保護受給者を除く	なし		対象外	県内の医療機関等	
	高松市 (*)	子ども	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者→15歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 15歳に到達する日以降の最初の3月31日(中学校修了)までの間にある者 *所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
	高松市	子ども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号「80.37.0018」への移行に伴い実施機関番号「81.37.0017」の取扱いを終了				令和2年3月診療分までの取扱い	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	さぬき市	子ども	81	1.6歳に到達する日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31までの間にある者 *重度心身障害者等医療及びひとり親家庭等医療の受給資格者を除く	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
		ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 4.父母のいない児童を扶養する20歳以上の婚姻をしていない者 ※児童の対象年齢:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障害者等	86	1. 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2. 療育手帳(マルA・A・マルB・B)の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること (平成20年8月以降) ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	
	東かがわ市	子ども	81	1. 6歳に到達する日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
		ひとり親家庭等	83	1.ひとり親家庭等の児童を扶養している父または母とその児童 2.両親のいない児童 3.両親のいない児童を扶養する配偶者のいない者 ※児童の対象年齢:満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障害者等	86	1. 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2. 療育手帳の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること (平成20年8月以降) ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	
	琴平町 (*)	子ども	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳まで) *18歳に到達する日以降の最初の3月31日(高等学校卒業)までの間にある者(ただし、就職し保護者の扶養を外れた場合は除く) *就学後は①重度心身障害者等医療、②ひとり親家庭等医療を優先 *所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	善通寺市 (*)	子育て支援	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳) *満18歳に到達する日以降の最初の3月31日(高等学校卒業)までの間にある者 *所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
	綾川町 (*)	子育て支援	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) *18歳に到達する日以降の最初の3月31日(高等学校卒業)までの者 *所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	小豆島町（＊）	子ども	80	*平成26年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校卒業（満15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの者→満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者） 満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	土庄町（＊）	子ども	80	*平成26年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大（満15歳到達後の最初の3月31日（中学校修了）までの者→満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者） 満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	まんのう町	子ども	80	*平成28年8月診療分から助成内容及び制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 15歳に達する日以後の最初の3月31日（中学校卒業）までの者 →満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・就学後は①重度心身障害者等医療、②ひとり親家庭等医療を優先（所得制限なし）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	宇多津町	子ども	80	*平成28年4月診療分から助成内容及び制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校就学前まで→中学校卒業まで） 満15歳に達する日以降の最初の3月31日（中学校卒業）までの者→満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	三豊市	子ども	80	*平成28年4月診療分から助成内容及び制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（9歳誕生月末まで→15歳年度末までに拡大） ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者→満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	観音寺市	子ども	80	*平成27年8月診療分から助成内容及び制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの者→満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	多度津町	乳幼児	80	*令和5年4月平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 満15歳に達する日以後の最初の3月31日（中学校卒業）までの者 →満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者（所得制限なし）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	丸亀市	こども	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	坂出市	子ども	80	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、令和5年8月診療分から助成内容を変更し、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳に拡大） ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	高松市	子ども	80	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳に拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	さぬき市	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更のうえ、子ども医療費助成と一本化し、併せて対象年齢を拡大（小学校就学前の者→満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	東かがわ市	子ども	81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳に拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	三木町	子育て支援	80	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳に拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	さぬき市	子ども	81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号「80370067」への移行に伴い実施機関番号「81370066」の取扱いを終了。			令和5年7月診療分までの取り扱い		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。